



# 「 確 認 制 度 」 に つ い て

平成 25 年 11 月 1 日  
名寄市こども未来課

# 1. 確認制度について

## 1. 概要

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、名寄市が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする
- 具体的には、給付の実施主体である名寄市が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、名寄市の事業計画に照らし、1号認定こども、2号認定こども、3号認定こどもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付(委託費)を支払う

### (2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
  - ① 学校教育法、児童福祉法に基づく認可基準等を満たすこと
  - ② 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすことが求められる
- このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある
- 国が定める基準については、
  - ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする
  - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする

### (3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

- (2)に加えて、施設・事業に対しては、子ども・子育て支援法において、
  - ①業務管理体制の整備(55条等)
  - ②教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)が求められている

#### 2. 検討が必要な事項の整理

- 以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、
  - ①施設・事業の利用定員の考え方・ルール
  - ②教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準
  - ③業務管理体制・情報公表に関するルールを定めていく必要がある
- これらの事項の検討体制については以下の形を想定

事項	概要	検討の場(国)
利用定員	<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方、整理</li><li>・基本指針(事業計画)と密接に関連</li></ul>	子ども・子育て会議
運営基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・給付の対象施設・事業として運営上求められる基準について整理</li><li>・認可基準と密接に関連</li></ul>	基準検討部会
業務管理体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理</li></ul>	基準検討部会
情報公表	<ul style="list-style-type: none"><li>・給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理</li><li>・基本指針と関連</li></ul>	子ども・子育て会議

## 2-1. 運営基準に係る論点について

### 1. 運営基準について

#### (1) 概要

- 上記1において記載されているとおり、給付(委託費)の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業の運営に関する基準については、その対象とすべき事項に関する検討が必要となる
  - 加えて、国基準のうち、
    - ・「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」事項は「従うべき基準」
    - ・「それ以外の事項」については「参酌すべき基準」となることから、この分類に関する検討も併せて必要
  - 併せて、認可基準において定めている事項又は定めるべき事項との関係についても留意が必要
- ※ 介護保険制度における特別養護老人ホーム等についても、認可基準と指定基準において重複している項目、指定基準のみにおいて定められている項目等が存在

## 2. 運営基準の主な検討項目等について

### (1) 運営基準に規定することを検討する事項について

○ 運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる

分類	主な検討事項(案)
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li><li>・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)</li><li>・定員を上回る利用の申込があった場合の選考</li><li>・支給認定証の確認、支給認定申請の援助</li></ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li><li>・子どもの心身の状況の把握</li><li>・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含)</li><li>・バックアップ教育・保育施設との連携(地域型保育事業のみ)</li><li>・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)</li><li>・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止)</li><li>・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)</li></ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規定の策定、掲示</li><li>・秘密保持・個人情報保護</li><li>・非常災害対策、衛生管理</li><li>・事故防止及び事故発生時の対応</li><li>・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)</li><li>・苦情処理</li><li>・会計処理(会計処理基準、区分経理、用途制限等)</li><li>・記録の整備</li></ul>
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・確認時辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)</li></ul>

## (2) 主な検討項目・論点

### ① 利用開始に伴う基準

#### i) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

- 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面における対応について検討が必要

※ 介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている

※ 保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

#### ii) 応諾義務

- 利用の申込を受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか

※ 応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

#### iii) 定員を上回る利用の申込があった場合の選考

- 定員を上回る利用の申込があった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行う事となるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める

#### iv) 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

### ② 教育・保育の提供に伴う基準

#### i) バックアップ教育・保育施設との連携(地域型保育事業のみ)

※ 認可基準との関係について整理が必要

#### ii) 上乗せ徴収等の取扱い

- 実費徴収に限度を設けるかどうか

※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要

- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める

※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要

#### iii) 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

※ 特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要

### ③ 管理・運営等に関する基準

#### i) 運営規定の策定

- 運営規定において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか
- ※ 施設法(学則・運営の方法等)との関係に留意

#### ii) 個人情報管理(秘密保持)

- 支給認定証の記載事項となる、利用者負担額(=保護者の所得)、母子家庭、障害の有無など、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要

#### iii) 事故発生の防止、発生時の対応

- 事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか

#### iv) 評価

- 教育・保育の質に関する①自己評価、②学校関係者(保護者)評価、③第三者評価のあり方等について、検討が必要
- ※ 認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意
- ※ その際、特に第三者評価の受審にあたって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要

#### v) 会計の区分

- 会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)使途制限等の取扱いについて、検討が必要

### ④ 撤退時のルール

- 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないとされているが、この取り扱いについて、どう考えるか